⑷　履行期間　令和３年４月１日から令和６年３月31日まで
　ただし、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該借入期間（履行期間）を変更することがあり得る。
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　上記１⑵の業務の総価契約３年間分と単価契約１年間分（３年間共通単価）の総価にて行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達は、「電子調達システム」を利用した応札及び入開札手続を実施するものとする。
　ただし、「電子調達システム」によりがたい場合には、入札及び書類の提出を「紙」にて行うものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和元・２・３年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　原　孝幸　電話03―3580―3311　内線2225　ＦＡＸ03―5501―8097
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。また、本公告の日から「電子調達システム」上にてダウンロード可能。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和３年１月26日午後２時00分　外務省研修所
　なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を令和３年１月25日午前12時00分までに下記３⑹までＦＡＸにて連絡すること。
⑷　入札書の受領期限　令和３年３月３日午前12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑸　開札の日時及び場所　令和３年３月９日午前11時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
　入札手続関係：上記３⑴に同じ。
　仕様関係：外務省研修所　難波竜太郎　電話03―3580―3311　内線8118　ＦＡＸ042―766―1766
４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
②　入札希望者は、入札書の提出時に、指名停止措置を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて令和３年度、令和４年度、令和５年度それぞれ作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次に有利な入札を行った者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OKANO Yukiko, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the services to be procured : 75, 78
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and management services of the Foreign Service Training Institute, Ministry of Foreign Affairs, 1 set
⑷　Fulfillment period : From April 1, 2021 through March 31, 2024
⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "offer of services, etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.
⑺　The person who is not being suspended from transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.
⑻　Date and time of tender explanation meeting : 2 : 00 p.m. January 26, 2021
⑼　Time-limit for tender : 12 : 00 noon March 3, 2021
⑽　Contact point for the notice : NAMBA Ryutaro, Foreign Services Training Institute, Ministry of Foreign Affairs 4―2―1 Sagamiono, Minami-ku, Sagamihara, Kanagawa, 252―0303 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 8118

○第７号（№７）

１　調達内容
　ただし、令和３年度予算成立を条件とする。
⑴　品目分類番号　56、58
⑵　購入等件名及び数量　外交行嚢の外務本省と日本国在外公館との間の発受に関する業務一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び業務仕様書による。
⑷　履行期間　令和３年４月１日から令和４年３月31日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　外交行嚢の外務本省から日本国在外公館との間の発受に要する単価に見込数量を乗じて得た額の合計額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺は、第６号の１⑺に同じ。